

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 令和2年11月2日

【発行者名】 UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ
(UBS (Lux) Key Selection SICAV)

【代表者の役職氏名】 チェアマン・オブ・ザ・ボード・オブ・ディレクターズ
トーマス・ポートマン (Thomas Portmann)
メンバー・オブ・ザ・ボード・オブ・ディレクターズ
トーマス・ローズ (Thomas Rose)

【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグ L-1855、J.F.ケネディ通り33A
(33A avenue J.F. Kennedy, L-1855 Luxembourg, Grand Duchy of Luxembourg)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 三 浦 健
弁護士 大 西 信 治

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 三 浦 健
弁護士 大 西 信 治
弁護士 白 川 剛 士
弁護士 中 野 恵 太
弁護士 金 光 由 以

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03 (6212) 8316

【届出の対象とした募集 (売出) 外国投資証券に係る外国投資法人の名称】 UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ
ーデジタル・トランスフォーメーション・テーマ (米ドル)
(UBS (Lux) Key Selection SICAV
- Digital Transformation Themes (USD))

【届出の対象とした募集 (売出) 外国投資証券の形態及び金額】 記名式無額面投資証券
デジタル・トランスフォーメーション・テーマ (米ドル)
クラス P-a c c 投資証券
上限見込額は以下のとおりである。
デジタル・トランスフォーメーション・テーマ (米ドル)
クラス P-a c c 投資証券

13億5,570万米ドル (約1,418億円)

(注1) 上限見込額は、便宜上、デジタル・トランスフォーメーション・テーマ (米ドル) クラス P-a c c 投資証券の2020年6月末日現在の1口当たりの純資産価格である135.57米ドルに1,000万口を乗じて算出されている。

(注2) 米ドルの円貨換算は、便宜上、2020年7月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値 (1米ドル=104.60円) による。

(注3) ファンドは、ルクセンブルグ法に基づいて設立されているが、投資証券は米ドル建てのため、以下の金額表示は別段の記載がない限り米ドルをもって行う。

【縦覧に供する場所】

該当事項なし

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2020年8月19日に提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）について、2020年10月20日付で投資方針、投資リスクならびに手数料等及び税金等が変更され、ファンドの設立地における目論見書が変更されましたので、これに関する記載を訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

（注）下線または傍線部は訂正部分を示します。

2【訂正の内容】

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

2 投資方針

（1）投資方針

<訂正前>

一般投資原則

（中略）

サブ・ファンドの投資は、市場、セクター、発行体、格付けおよび企業別に幅広く分散化すべきである。関係するサブ・ファンドの投資方針に異なる定めがない限り、サブ・ファンドは、純資産の10%を限度として、既存のUCITS（譲渡性証券集合投資事業）およびUCI（集合投資事業）に投資することができる。

デジタル・トランスフォーメーション・テーマ（米ドル）

UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ—デジタル・トランスフォーメーション・テーマ（米ドル）は、その資産を主に世界中の先進国および新興国の企業の株式およびその他の持分に投資する。サブ・ファンドは、投資運用会社が投資の観点から魅力的であるとするデジタル方面に焦点を当てる。これらの方面には、あらゆるセクター、国および会社資本が含まれ得る。可能なデジタル方面としては、eコマース、セキュリティ・安全対策、デジタルデータ、実現技術、フィンテックおよびヘルステックが考えられる。

（後略）

<訂正後>

一般投資原則

（中略）

サブ・ファンドの投資は、市場、セクター、発行体、格付けおよび企業別に幅広く分散化すべきである。関係するサブ・ファンドの投資方針に異なる定めがない限り、サブ・ファンドは、純資産の10%を限度として、既存のUCITS（譲渡性証券集合投資事業）およびUCI（集合投資事業）に投資することができる。

ESGインテグレーション

UBSアセット・マネジメントは、一定のサブ・ファンドを、ESGインテグレーション・ファンドとして分類する。かかるサブ・ファンドの投資プロセスは、サステナビリティならびに／または環境、社会およびガバナンス（以下「ESG」という。）の基準に関する主な側面を、財務分析のプロセスに統合する。ESGインテグレーション・ファンドは、投資プロセスに、特定の倫理上の原則または基準の適用ではなく、投資結果に影響を及ぼす可能性がある主なESG上のリスクが含まれることを特徴とする。主なサステナビリティ／ESG上の特徴の分析には、会社の様々な側面（そのカーボン・フットプリント、従業員の健康および福祉、バリュー・チェーンの管理、顧客の公平な取扱いならびにガバナ

ンスに係る手続き等)が含まれる可能性がある。投資運用会社は、結果として生じる上昇可能性が、特定されるリスクを上回る場合、ESG上の高いリスク・プロファイルを有する有価証券への投資を継続する可能性がある。これは、ESGインテグレーション・ファンドはサステナブル・フォーカス／ESGファンドに分類されないものの、投資プロセスにおける追加要因としてのESG問題を含みながらも主に財務収益の最大化に焦点を当てた投資ファンドであることを意味する。

デジタル・トランスフォーメーション・テーマ (米ドル)

UBSアセット・マネジメントは、このサブ・ファンドを、ESGインテグレーション・ファンドとして分類する。UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ・デジタル・トランスフォーメーション・テーマ (米ドル) は、その資産を主に世界中の先進国および新興国の企業の株式およびその他の持分に投資する。サブ・ファンドは、投資運用会社が投資の観点から魅力的であると考えられるデジタル方面に焦点を当てる。これらの方面には、あらゆるセクター、国および会社資本が含まれ得る。可能なデジタル方面としては、eコマース、セキュリティ・安全対策、デジタルデータ、実現技術、フィンテックおよびヘルステックが考えられる。

(後略)

3 投資リスク

<訂正前>

① リスク要因

(中略)

中華人民共和国 (以下「中国」という。) に投資する際の特定リスク

本項の目的において、「サブ・ファンド」とは、投資運用会社のRQFII (人民元適格外国機関投資家) 割当、中国銀行間債券市場 (以下「CIBM」という。)、上海-香港ストック・コネクトまたは深圳-香港ストック・コネクト (以下「ストック・コネクト」という。)、中国A株／中国オンショア債券および／またはETF等のアクセス商品にエクスポージャーを有するUCITSまたはその他のUCIを通じて中国A株 (以下「A株」ということがある。)) および／または中国のオンショア債券に投資する各関連サブ・ファンドをいう。

(中略)

b) RQFII (人民元適格外国機関投資家) リスク

RQFII 割当

中国の現行の規制に基づき、外国人投資家は、中国においてRQFIIステータス等の資格のあるステータスを得た機関を通じてA株市場およびその他のRQFII認定証券に投資することができる。現在のRQFII規制は、A株投資に対して厳格な規制 (投資ガイドライン等) を課している。

サブ・ファンド自体は、RQFIIではないが、投資運用会社のRQFIIステータスによりA株およびその他のRQFII認定証券に直接投資することができる。投資を予定する者は、サブ・ファンドが投資運用会社のRQFII割当から利益を得続ける保証およびサブ・ファンドのみが利用可能である保証はないことに留意するべきである。

投資運用会社がサブ・ファンドのすべて買付申込みを満たすのに十分なRQFII割当を配分することができる保証または関連する法令の不利な変更 (RQFII送金制限の変更を含む。) により買戻請求が適時に処理される保証はない。かかる制限は、サブ・ファンドの取引の停止を結果としてもたらすことがある。

投資に関するRQFII制限は、RQFIIに付与された割当全体に適用され、サブ・ファンドが行った投資に単純に適用されるわけではない。したがって、投資家は、サブ・ファンドが投資の際に経由するRQFIIのその他のクライアントまたはその他のサブ・ファンドに配分された投資割当 (サブ・ファンドが使用する部分を含む。) に関連する活動から生じた投資に関するRQFII規制

の違反は、サブ・ファンドが使用した部分を含むRQFIIの投資割当全体の取消またはその他の規制行為をもたらすことがあることを認識するべきである。同様に、A株式への投資に関する制限および資本および利益の送金に関する規制は、投資運用会社が保有する割当全体に適用される。その結果、サブ・ファンドが投資運用会社のRQFII割当から投資を行う能力および／または金銭を送金する能力は、投資運用会社のRQFII割当を使用するその他の投資家またはその他のサブ・ファンドの投資、パフォーマンス、および／またはこれらによって投資される金銭の送金により悪影響を受けることがある。

投資運用会社がRQFIIステータスを喪失し、取引を停止したまたは解任された場合、または投資運用会社のRQFII割当が取消または削減された場合、サブ・ファンドは、投資運用会社のRQFII割当を通じてA株またはその他のRQFII認定証券に投資することができなくなる場合があり、また、サブ・ファンドは、その持分の処分を要求されることがあり、これにより、当該サブ・ファンドは重大な悪影響を受ける可能性がある。

投資家は、（すべてのサブ・ファンドおよび同じ投資運用会社のRQFII割当を使用するその他のファンド間での総合レベルでの）投資運用会社のRQFII割当は、中国の規制機関が設定した最低資産配分に従うことがあることに留意するべきである。したがって、RQFII認定証券に投資するサブ・ファンドにとって、これらの各投資方針の実行は、当該資産配分要件によって制限を受けることがある。

RQFII規制

中国におけるRQFIIによる投資、送金および通貨転換に関して定めたRQFII規制は比較的新しい。そのためRQFII規制の適用および解釈は、相対的に試されておらず、適用方法に関しては不確実性がある。中国証券监督管理委员会（以下「CSRC」という。）および中国国家為替管理局（以下「SAFE」という。）は、RQFII規制において幅広い裁量を与えられており、これらの裁量が現在または将来どのように行使されるかについては前例がなく、不確実である。この初期の発展段階において、RQFII規制は、将来さらに改定される可能性がある。かかる改定がRQFIIに損害を与えない保証またはCSRCおよびSAFEにより随時審査される投資運用会社のRQFII割当（サブ・ファンドが使用する割当を含む。）が大幅にまたは完全に削除されない保証はない。

（中略）

保管

保管受託銀行は、サブ・ファンドの資産を保有する。サブ・ファンドおよび保管受託銀行は、サブ・ファンドについて副保管人（以下「中国副保管人」という。）を任命する。上記の中国副保管人は、投資運用会社のRQFII割当を通じて中国において投資されたサブ・ファンドの資産を保有する。

投資運用会社のRQFII割当を通じてサブ・ファンドが取得したRQFII認定証券は、別個の証券勘定において中国副保管人が維持し、適用ある法律に従ってサブ・ファンドまたは（サブ・ファンドを代理する）本投資法人の単独の利益および使用のために登録される。中国副保管人による資産の分離があるため、サブ・ファンドの資産は、RQFIIとしての投資運用会社、中国副保管人または中国ブローカーの資産の一部を構成しない。しかしながら、投資規制に従い、RQFIIとしての投資運用会社は、当該証券勘定における証券に対する権利を有する当事者になる可能性があり（本権利が所有権を構成しないことまたは投資運用会社がサブ・ファンドを代理して証券を購入することを妨げないことにかかわらず）、当該証券は、投資運用会社の清算人による請求の影響を受けやすく、サブ・ファンドのみの名義で登録された場合と同様に十分に保護されないことがある。特に、投資運用会社の債権者がサブ・ファンドの資産が投資運用会社に帰属すると誤って仮定し、当該債権者が当該債権者に対する投資運用会社の債務支払のためにサブ・ファンドの資産の管理獲得を追求するリスクがある。

投資家は、中国副保管人に対してサブ・ファンドの現金勘定に預託される現金は、分離されないが、中国副保管人が預託者としてのサブ・ファンドに対して負う債務になることに留意するべきである。かかる現金は、中国副保管人の他のクライアントに属する現金と共にプールされる。中国副保管人が破産または清算した場合、サブ・ファンドは、かかる現金勘定に預託された現金に対する所有権を有さず、サブ・ファンドは、中国副保管人のその他すべての無担保債権者と同ランクの無担保債権者になる。サブ・ファンドは、かかる債務の回収において困難に直面することおよび／もしくは遅延を被ることまたはこれを全額または全く回収することができないことがあり、この場合、サブ・ファンドは損失を被る。

買戻し制限

サブ・ファンドが投資運用会社のRQFII割当を通じた投資により中国の証券市場に投資された場合、中国からの投資元本および収益の送金は、最低投資額、ロックアップ期間、送金の頻度および制限またはA株およびその他のRQFII認定証券への投資の撤回（これらに限られない。）に適用される規制上の要件を含むその時点で有効なRQFII規制に従う。

RQFII認定証券に投資するサブ・ファンドに適用される現在のRQFII規制に基づき、サブ・ファンド／本投資法人（場合による。）は、（RQFII規制に基づき）オープン・エンド型ファンドとしての資格を有するため、投資運用会社のRQFII割当を通じてサブ・ファンドが中国に投資した資本に適用されるロックアップ期間はない。

サブ・ファンドの勘定による送金は、サブ・ファンド／本投資法人（場合による。）の株式の正味買付および買戻しに応じて投資運用会社のRQFII割当を通じて中国副保管人が毎日実行することができる。

将来、中国におけるサブ・ファンドによる資金の送金について規制上の制限が適用されない確証はないことに留意されたい。送金に関してSAFEが採用する投資規制および／または手法は、随時変更される場合がある。

清算準備金リスク

RQFII規則に基づき、中国副保管人は、最低清算準備金を預託するよう求められ、その割合は、中国証券登記決算有限責任会社（上海および深圳支店）（以下「CSDCC」という。）によって適切な時期に決定される。中国副保管人は、最低清算準備金の一部として、関連する投資運用会社のRQFII割当の割合を表章するサブ・ファンドの資産の一部を預託する。最低清算準備金率は、CSDCCにより随時決定され、中国副保管人によって最低清算準備金に預託される。中国において証券価格が上がった場合、最低清算準備金として保有するサブ・ファンドの資産は、サブ・ファンドのパフォーマンスに悪影響を与える可能性がある。他方で、サブ・ファンドのパフォーマンスは、中国の証券価格が下がっている期間に比べて改善する可能性がある。

c) スtock・コネクトを通じて中国本土で取引する証券に関するリスク

(中略)

HKSCCが単なる名義人であり、SSE株式および／またはSZSE株式の実質的所有者ではないため、HKSCCが香港で清算された場合、SSE株式および／またはSZSE株式は、中国法上でも、債権者に分配可能なHKSCCの一般資産の一部とみなされない。ただし、HKSCCは、中国本土でSSE株式および／またはSZSE株式の投資家を代理して権利を行使するために、法的措置を講じるかまたは訴訟を開始する義務を負わない。Stock・コネクトを通じて投資を行い、HKSCCを通じてSSE株式および／またはSZSE株式を保有する海外投資家（当該本サブ・ファンドなど）は、資産の実質的所有者であるため、名義人を通じて、排他的にその権利を行使する権利を有する。

投資家補償ファンドの保護対象外

投資家は、ストック・コネクトを通じたノースバウンド取引もサウスバウンド取引も香港の投資家補償ファンドまたは中国証券投資家保護ファンドの対象とならないことに留意するべきである。従って、投資家は、これらの対策の保護を受けない。

香港の投資家補償ファンドは、認可仲介人または公認金融機関が香港の上場商品に関連して債務不履行となったために金銭的な損害を被るあらゆる国籍の投資家を補償するために設立された。支払不履行の例は、支払不能、破産もしくは清算、信託義務違反、不正支出、詐欺行為または違法取引である。

クォータがすべて使用されるリスク

ノースバウンド取引およびサウスバウンド取引の1日のクォータがすべて利用された場合、相当する買い注文の受付は直ちに停止され、その日が終わるまで、追加の買い注文は受け付けられない。受付済の買い注文は1日のクォータがすべて利用されたことによる影響を受けない。売り注文は、引き続き受け付けられる。

(中略)

j) C I B Mで取引される債券に関するリスク情報

(中略)

C I B Mは、発展と国際化の段階を迎えている。出来高が少ないことによるマーケット・ボラティリティおよび潜在的な流動性の欠如が、C I B Mで取引される特定の債券の大幅な変動をもたらしている。サブ・ファンドはそのため、C I B Mへの投資により流動性リスクおよびボラティリティ・リスクに晒され、中国債券取引による損失を被ることがある。とりわけ、中国債券の買呼値および売呼値のスプレッドは拡大することがあり、かかる商品の売却価格には、疑問視されるような多額の取引および実現コストがサブ・ファンドに生じることがある。サブ・ファンドにはまた、決済プロセスおよび取引相手方の債務不履行に関するリスクが伴う。サブ・ファンドは、適切な証券の受渡しまたは支払いの義務が履行できない取引相手方と取引を締結する可能性がある。C I B Mにはさらに規制リスクが伴う。

中国の税務上の勘案事項

本項の目的において、(i)「サブ・ファンド」とは、投資運用会社のQ F I I 割当および／もしくはR Q F I I 割当またはUBSグループ内のその他の事業体のQ F I I 割当および／もしくはR Q F I I 割当を通じて、Q F I I 認定証券／R Q F I I 認定証券に直接投資または間接投資を行うサブ・ファンドをいい、また(ii)「投資運用会社」とは、文脈に応じて、投資運用会社およびUBSグループ内のその他の事業体をいう。

中国の現行の規制に基づき、外国投資家(サブ・ファンドを含む。)は、一般に、Q F I I もしくはR Q F I I またはストック・コネクトを通じて、中国A株その他の一定の投資商品に投資することができる。

中国の企業所得税(以下「企業所得税」という。)

(中略)

A B S / M B Sの使用に伴うリスク

(中略)

サブ・ファンドは、A B S / M B Sの公認発行体が発行する有価証券または類似の有価証券に投資する。A B S / M B Sは投資適格であるか、非投資適格であるか、または、格付を有しないことがある。

派生商品の利用

(後略)

<訂正後>

① リスク要因

(中略)

中華人民共和国（以下「中国」という。）に投資する際の特定リスク

本項の目的において、「サブ・ファンド」とは、投資運用会社のRQFII（人民元適格外国機関投資家）資格、中国銀行間債券市場（以下「CIBM」という。）、上海－香港ストック・コネクトまたは深圳－香港ストック・コネクト（以下「ストック・コネクト」という。）、ボンド・コネクト、中国A株／中国オンショア債券および／またはETF等のアクセス商品にエクスポージャーを有するUCITSまたはその他のUCIを通じて中国A株（以下「A株」ということがある。）および／または中国のオンショア債券に投資する各関連サブ・ファンドをいう。

(中略)

b) RQFII（人民元適格外国機関投資家）リスク

RQFII 資格

中国の現行の規制に基づき、外国人投資家は、中国においてRQFIIステータス等の資格のあるステータスを得た機関を通じてA株市場およびその他のRQFII認定証券に投資することができる。現在のRQFII規制は、A株投資に対して厳格な規制（投資ガイドライン等）を課している。

サブ・ファンド自体は、RQFIIではないが、投資運用会社のRQFIIステータスによりA株およびその他のRQFII認定証券に直接投資することができる。投資を予定する者は、サブ・ファンドが投資運用会社のRQFII資格から利益を得続ける保証およびサブ・ファンドのみが利用可能である保証はないことに留意するべきである。

関連する法令の不利な変更（RQFII送金制限の変更を含む。）により買戻請求が適時に処理される保証はない。かかる制限は、サブ・ファンドの取引の停止を結果としてもたらすことがある。

投資運用会社がRQFIIステータスを喪失し、取引を停止したまたは解任された場合、サブ・ファンドは、投資運用会社のRQFII資格を通じてA株またはその他のRQFII認定証券に投資することができなくなる場合があり、また、サブ・ファンドは、その持分の処分を要求されることがあり、これにより、当該サブ・ファンドは重大な悪影響を受ける可能性がある。

RQFII 規制

中国におけるRQFIIによる投資、送金および通貨転換に関して定めたRQFII規制は比較的新しい。そのためRQFII規制の適用および解釈は、相対的に試されておらず、適用方法に関しては不確実性がある。中国証券監督管理委員会（以下「CSRC」という。）および中国国家為替管理局（以下「SAFE」という。）は、RQFII規制において幅広い裁量を与えられており、これらの裁量が現在または将来どのように行使されるかについては前例がなく、不確実である。この初期の発展段階において、RQFII規制は、将来さらに改定される可能性がある。かかる改定がRQFIIに損害を与えない保証またはCSRCおよびSAFEにより随時審査される投資運用会社のRQFII資格が完全に削除されない保証はない。

(中略)

保管

保管受託銀行は、サブ・ファンドの資産を保有する。サブ・ファンドおよび保管受託銀行は、サブ・ファンドについて副保管人（以下「中国副保管人」という。）を任命する。上記の中国副保管人は、投資運用会社のRQFII資格を通じて中国において投資されたサブ・ファンドの資産を保有する。

投資運用会社のRQFII資格を通じてサブ・ファンドが取得したRQFII認定証券は、別個の証券勘定において中国副保管人が維持し、適用ある法律に従ってサブ・ファンドまたは（サブ・ファンドを代理する）本投資法人の単独の利益および使用のために登録される。中国副保管人による資産

の分離があるため、サブ・ファンドの資産は、RQFIIとしての投資運用会社、中国副保管人または中国ブローカーの資産の一部を構成しない。しかしながら、投資規制に従い、RQFIIとしての投資運用会社は、当該証券勘定における証券に対する権利を有する当事者になる可能性があり（本権利が所有権を構成しないことまたは投資運用会社がサブ・ファンドを代理して証券を購入することを妨げないことにかかわらず）、当該証券は、投資運用会社の清算人による請求の影響を受けやすく、サブ・ファンドのみの名義で登録された場合と同様に十分に保護されないことがある。特に、投資運用会社の債権者がサブ・ファンドの資産が投資運用会社に帰属すると誤って仮定し、当該債権者が当該債権者に対する投資運用会社の債務支払のためにサブ・ファンドの資産の管理獲得を追求するリスクがある。

投資家は、中国副保管人に対してサブ・ファンドの現金勘定に預託される現金は、分離されないが、中国副保管人が預託者としてのサブ・ファンドに対して負う債務になる場合があることに留意するべきである。かかる現金は、中国副保管人の他のクライアントに属する現金と共にプールされる。中国副保管人が破産または清算した場合、サブ・ファンドは、かかる現金勘定に預託された現金に対する所有権を有さず、サブ・ファンドは、中国副保管人のその他すべての無担保債権者と同ランクの無担保債権者になる可能性がある。サブ・ファンドは、かかる債務の回収において困難に直面することおよび／もしくは遅延を被ることまたはこれを全額または全く回収することができないことがあり、この場合、サブ・ファンドは損失を被る。

買戻し制限

サブ・ファンドの勘定による送金は、サブ・ファンド／本投資法人（場合による。）の株式の正味買付および買戻しに応じて投資運用会社のRQFII資格を通じて中国副保管人が毎日実行することができる。

将来、中国におけるサブ・ファンドによる資金の送金について規制上の制限が適用されない確証はないことに留意されたい。送金に関してSAFEが採用する投資規制および／または手法は、随時変更される場合がある。

清算準備金リスク

RQFII規則に基づき、中国副保管人は、最低清算準備金を預託するよう求められ、その割合は、中国証券登記決算有限責任会社（上海および深圳支店）（以下「CSDCC」という。）によって適切な時期に決定される。中国副保管人は、最低清算準備金の一部としてサブ・ファンドの資産の一部を預託する。最低清算準備金率は、CSDCCにより随時決定され、中国副保管人によって最低清算準備金に預託される。中国において証券価格が上がった場合、最低清算準備金として保有するサブ・ファンドの資産は、サブ・ファンドのパフォーマンスに悪影響を与える可能性がある。他方で、サブ・ファンドのパフォーマンスは、中国の証券価格が下がっている期間に比べて改善する可能性がある。

c) スtock・コネクトを通じて中国本土で取引する証券に関するリスク

（中略）

HKSCCが単なる名義人であり、SSE株式および／またはSZSE株式の実質的所有者ではないため、HKSCCが香港で清算された場合、SSE株式および／またはSZSE株式は、中国法上でも、債権者に分配可能なHKSCCの一般資産の一部とみなされない。ただし、HKSCCは、中国本土でSSE株式および／またはSZSE株式の投資家を代理して権利を行使するために、法的措置を講じるかまたは訴訟を開始する義務を負わない。Stock・コネクトを通じて投資を行い、HKSCCを通じてSSE株式および／またはSZSE株式を保有する海外投資家（当該本サブ・ファンドなど）は、資産の実質的所有者であるため、名義人を通じて、排他的にその権利を行使する権利を有する。

投資家補償基金

ストック・コネクトを通じた投資はブローカーを利用して行われ、かかるブローカーの債務弁済不履行のリスクにさらされる。2020年1月1日以降に生じる弁済の不履行については、香港の投資家補償基金が、SSEまたはSZSEによって運営される株式市場で取引され、その売買注文が、ストック・コネクト契約のノースバウンド・リンクを通じて送信されることがある有価証券に関して投資家の損失を補填する。ただし、関連するサブ・ファンドは、中国本土の証券ブローカーではなく香港の証券ブローカーを通じてノースバウンド取引を行うため、当該サブ・ファンドは、中国本土の中国証券投資家保護基金によって保護されない。

クォータがすべて使用されるリスク

ノースバウンド取引およびサウスバウンド取引の1日のクォータがすべて利用された場合、相当する買い注文の受付は直ちに停止され、その日が終わるまで、追加の買い注文は受け付けられない。受付済の買い注文は1日のクォータがすべて利用されたことによる影響を受けない。売り注文は、引き続き受け付けられる。

(中略)

j) CIBMで取引される債券に関するリスク情報

(中略)

CIBMは、発展と国際化の段階を迎えている。出来高が少ないことによるマーケット・ボラティリティおよび潜在的な流動性の欠如が、CIBMで取引される特定の債券の大幅な変動をもたらしている。サブ・ファンドはそのため、CIBMへの投資により流動性リスクおよびボラティリティ・リスクに晒され、中国債券取引による損失を被ることがある。とりわけ、中国債券の買呼値および売呼値のスプレッドは拡大することがあり、かかる商品の売却価格には、疑問視されるような多額の取引および実現コストがサブ・ファンドに生じることがある。サブ・ファンドにはまた、決済プロセスおよび取引相手方の債務不履行に関するリスクが伴う。サブ・ファンドは、適切な証券の受渡しまたは支払いの義務が履行できない取引相手方と取引を締結する可能性がある。CIBMにはさらに規制リスクが伴う。

k) ボンド・コネクトのノースバウンド取引リンクを通じてCIBMで取引される投資対象に関するリスク情報

ボンド・コネクト（債券通）とは、2017年7月に導入された、香港と中国本土の間で相互の債券市場にアクセスすることができる新しいスキーム（以下「ボンド・コネクト」という。）である。ボンド・コネクトは、中国外為交易中心・全国銀行間融資中心（以下「CFETS」という。）、中央国債登記結算有限責任公司（以下「CCDC」という。）、上海清算所（以下「SCH」という。）、香港証券取引所（以下「HKEx」という。）および香港証券保管決済機関（以下「CMU」という。）により設定された。中国本土の適用ある規制に従い、適格外国人投資家は、ボンド・コネクトのノースバウンド取引リンクを通じてCIBMにおいて債券に投資することができる。ノースバウンド取引リンクでは、投資割当ては課されない。ノースバウンド取引リンクの一環として、適格外国人投資家は、CFETSまたは中国人民銀行（以下「PBC」という。）により承認された他の機関を登録事務所に任命しなければならず、かかる任命により、適格外国人投資家はPBCに登録することができる。

ノースバウンド取引リンクは、CFETSに接続された中国本土外の取引プラットフォームを利用し、適格外国人投資家は、ボンド・コネクトによりCIBMで債券の取引注文を出すことができる。HKExおよびCFETSは、CFETSを通じて適格外国人投資家と中国本土の適格オンショアトレーダーの間の直接取引を可能にする電子取引サービスおよびプラットフォームを提供するために、オフショア債券電子取引プラットフォームと提携している。適格外国人投資家は、トレードウェブやブルームバークなどのオフショア債券電子取引プラットフォームを介して利用可能なノースバウンド

取引リンクを通じて、CIBMで債券の取引注文を出すことができる。その後、これらのプラットフォームは、投資家の呼値提示リクエストをCFETSに送信する。CFETSは、当該呼値提示リクエストを中国本土の適格オンショアトレーダー（マーケットメイキング業務に従事するマーケットメイカーおよびその他のブローカーを含む。）に対し広範囲に送信する。適格オンショアトレーダーは、CFETSを通じて当該呼値提示リクエストに応じ、その後、当該オフショア債券電子取引プラットフォームを通じて適格外国人投資家にレスポンスを送信する。適格外国人投資家が提示された呼値を承諾した場合は、CFETSにおいて当該取引が手仕舞いされる。

一方、ボンド・コネクトを利用してCIBMで取引されている債券の決済および保管は、オフショア預託機関であるCMUと、中国本土のオンショア預託機関兼清算機関であるCCDCおよびSCHの間における決済・保管リンクを通じて実行される。決済リンクにおいて、CCDCまたはSCHは、約定されたオンショア取引をグロスベースで決済し、一方、CMUは、適格外国人投資家のために、適用ある規則に従い、CMU参加者からの債券決済指図の処理を行う。

中国本土の適用ある規制に従い、香港金融管理局（以下「HKMA」という。）により認可されたオフショア預託機関であるCMUは、PBCにより承認されたオンショア預託機関（すなわち、CCDCおよび香港銀行同業結算有限公司）に名義人口座を開設する。適格外国人投資家が保有するすべての債券は、CMU名義で登録され、CMUは当該債券の名義人保有者となる。

資産の分別

ボンド・コネクトの下では、資産は、オンショアおよびオフショアの中央証券預託機関（以下「CSD」という。）により、厳格に分けられた3つのレベルで保管される。ボンド・コネクトを通じて取引を行う投資家は、自己の債券を、最終投資家の名義でオフショア預託機関により維持される個別勘定で保有することが義務付けられている。ボンド・コネクトを通じて取得された債券は、HKMAの名義でCCDCのオンショア口座にて保有される。最終的に、投資家は、香港のCMUにおける分別口座の仕組みにより、当該債券の実質所有者となる。

清算および決済リスク

CMUおよびCCDCは清算ネットワークを構築しており、かかるネットワークにおいて、それぞれ他方の清算会員となっている。これは、クロスボーダー取引の清算および決済の促進に資するものとなっている。一つの市場で開始されたクロスボーダー取引において、当該市場の清算機関は、自己の清算会員との間で当該取引の清算／決済を行い、これと同時に、取引相手方の清算機関に対し、自己の清算会員の清算および決済義務の履行を保証する。中国証券市場の国内清算機関として、CCDCは、包括的な債券の清算、決済および保管ネットワークを運営している。CCDCは、PBCにより承認され、監視下に置かれているリスク管理フレームワークおよび対策を構築している。CCDCによる債務不履行リスクは、極めて低いものと考えられる。清算会員との契約に基づき、万が一CCDCが債務不履行に陥った場合、ボンド・コネクトの債券に関するCMUの義務は、清算会員によるCCDCに対する請求の主張を支援することに限定される。CMUは、利用可能な法的手段またはCCDCの清算により、未償還の債券および金額をCCDCから回収するよう誠実にあらゆる努力を尽くす。かかる場合、関連するサブ・ファンドにおいて、これらの金額の回収に遅れが生じることがある。一定の状況下において、関連するサブ・ファンドは、CCDCから損失を全額回復することができない場合がある。

規制リスク

ボンド・コネクトは、これまでにない構想である。したがって、現段階における条件等はまだ実証されておらず、実際にどのように運用されるかは不透明である。また、現行の規制は変更（遡及適用される場合がある。）される可能性があるとともに、ボンド・コネクトのスキームが恒久的であるとの保証はない。時が経過すれば、中国および香港の監督当局が、ボンド・コネクトの下での事業活動、請求権の法律に基づく強制執行およびクロスボーダー取引に関連する新たな規制を導入する可能性がある。かかる変更が行われた場合、関連するサブ・ファンドが悪影響を受けることがある。

マクロ経済政策の改革および変更（金融および財政政策に対するものなど）により、金利が影響を受けることがある。これにより、ポートフォリオにおいて保有されている債券の価格および利回りが悪影響を受ける可能性がある。

外国為替リスク

ボンド・コネクトを通じてC I B Mで取引されている債券への投資は人民元に転換されなければならないため、基準通貨が人民元でないサブ・ファンドも通貨リスクにさらされる可能性がある。また、かかる通貨の転換によって、関連するサブ・ファンドに転換コストが生じることもある。為替レートは変動する可能性がある。人民元の価値が下落した場合、関連するサブ・ファンドは、C I B M債券の売却益をその基準通貨に転換する際に損失を被ることがある。ボンド・コネクトに関するさらなる情報は、ウェブサイト (<http://www.chinabondconnect.com/en/index.html>) 上で確認することができる。

中国の税務上の勘案事項

本項の目的において、(i) 「サブ・ファンド」とは、投資運用会社のQ F I I 資格および／もしくはR Q F I I 資格もしくはUBSグループ内のその他の事業体のQ F I I 資格および／もしくはR Q F I I 資格を通じて、Q F I I 認定証券／R Q F I I 認定証券に直接投資もしくは間接投資を行うか、または、C I B Mにおいて、もしくはボンド・コネクトを通じて直接取引される中国国内の債券に投資を行うサブ・ファンドをいい、また(ii) 「投資運用会社」とは、文脈に応じて、投資運用会社およびUBSグループ内のその他の事業体をいう。

中国の現行の規制に基づき、外国投資家（サブ・ファンドを含む。）は、一般に、Q F I I もしくはR Q F I I またはストック・コネクトを通じて、中国A株その他の一定の投資商品に投資することができる。サブ・ファンドは、C I B Mまたはボンド・コネクトを通じて中国国内の債券に直接投資することにより、中国の税務当局によって課される源泉徴収税その他の税金の対象となることがある。

中国の企業所得税（以下「企業所得税」という。）

（中略）

ABS／MBSの使用に伴うリスク

(中略)

サブ・ファンドは、ABS／MBSの公認発行体が発行する有価証券または類似の有価証券に投資する。ABS／MBSは投資適格であるか、非投資適格であるか、または、格付を有しないことがある。

債務担保証券（CDO）／ローン担保証券（CLO）の利用に関連するリスク

投資者は、一部のサブ・ファンドが債務担保証券（CDO）として知られる一定の種類の資産担保証券、または原資産がローンである場合にローン担保証券（CLO）に投資することがあることに留意すべきである。CLOおよびCDOは基本的に、支払順位が異なる複数のトランシェから構成され、最上位のトランシェは原資産のプールからの元利金の支払順位が最も高く、その次が第二位のトランシェで、その先は元利金からの支払順位が最下位のトランシェ（エクイティ・トランシェ）まで支払順位が順番に下がっていく。CDO／CLOは原資産の価値の下落により著しく不利な立場に置かれることがある。さらに、複雑な仕組みにより評価が難しくなることがあり、異なる市場のシナリオにおけるパフォーマンスを予測することは困難である。

派生商品の利用

(後略)

4 手数料等及び税金**(3) 管理報酬等**

<訂正前>

(前略)

サブ・ファンド名	上限定率報酬
UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ	(上限管理報酬)
ーデジタル・トランスフォーメーション・テーマ (米ドル)	年率1.800%
	(年率1.440%)

(後略)

<訂正後>

(前略)

サブ・ファンド名	上限定率報酬
UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ	(上限管理報酬)
ーデジタル・トランスフォーメーション・テーマ (米ドル)	年率1.710%
	(年率1.370%)

(後略)

(5) 課税上の取扱い

<訂正前>

(前略)

② ルクセンブルグ

(中略)

FATCAにより定義される「特定米国人」

「特定米国人」という用語は、(i) 米国の公認の裁判所が適用法に基づき信託財産の管理の全ての面において命令または判決を発行することを認められている場合、または(ii) 一または複数の特定米国人が信託財産または米国市民もしくは米国居住者であった遺言者の財産に関してすべての重要な決定を行うことを授權されている場合に、米国市民、米国居住者または米国に住所を有するもしくは米国の連邦もしくは州の法律に基づき設立されたパートナーシップもしくは有限会社の形態を有する法人もしくは信託会社を指す。本項は、米国内国歳入法を遵守していなければならない。

<訂正後>

(前略)

② ルクセンブルグ

(中略)

FATCAにより定義される「特定米国人」

「特定米国人」という用語は、(i) 米国の公認の裁判所が適用法に基づき信託財産の管理の全ての面において命令または判決を発行することを認められている場合、または(ii) 一または複数の特定米国人が信託財産または米国市民もしくは米国居住者であった遺言者の財産に関してすべての重要な決定を行うことを授權されている場合に、米国市民、米国居住者または米国に住所を有するもしくは米国の連邦もしくは州の法律に基づき設立されたパートナーシップもしくは有限会社の形態を有する法人もしくは信託会社を指す。本項は、米国内国歳入法を遵守していなければならない。

DAC 6 – 報告対象となるクロスボーダー税務アレンジメントに関する開示要請

2018年6月25日、報告対象となるクロスボーダー・アレンジメントに関連する税務分野における強制的な自動情報交換に関する規則を導入する理事会指令(EU) 2018/822 (以下「DAC 6」という。)が発効した。DAC 6の目的は、EU加盟国の税務当局が濫用的租税回避の可能性があるアレンジメントに関する包括的かつ関連する情報を取得できるようにすること、ならびに当局が有害な税務慣行に迅速に対処し、法律の制定または適切なリスク評価の実施および税務監査の実施によって抜け穴を塞げるようにすることである。

DAC 6に基づく約定は2020年7月1日までは適用されないが、2018年6月25日から2020年6月30日の間に実施された一切のアレンジメントの通知が必要な場合がある。同指令はEUの仲介業者に対して、報告対象となるクロスボーダー・アレンジメント(関係する仲介業者および関係する納税者、すなわち報告対象となるクロスボーダー・アレンジメントを利用することができる者の身元を特定するアレンジメントおよび情報に関する詳細事項を含む。)に関する情報を、関連する現地の税務当局に提供することを義務付けている。その後、現地の税務当局は他のEU加盟国の税務当局と当該情報を交換する。そのため、本投資法人は、報告要件の対象であるクロスボーダー・アレンジメントに関して知っているか、所有しているか、または、管理下にある情報を、権限を有する税務当局に開示することを法律によって義務付けられる可能性がある。この法律は、必ずしも濫用的租税回避であるとは限らないスキームにも関係する可能性がある。

第三部 外国投資法人の詳細情報

第3 管理及び運営

1 資産管理等の概要

(1) 資産の評価

<訂正前>

(i) 純資産価格の計算

(中略)

報酬および手数料ならびに原投資対象の売買スプレッドにより、サブ・ファンドの資産および投資対象の売買に係る実際の費用は、入手可能な最新の価格または該当する場合は投資証券1口当たり純資産価格を計算するために用いられる純資産価額とは異なることがある。当該費用は、サブ・ファンドの価値にマイナスの影響を及ぼすものであり「希薄化」と称される。希薄化の影響を軽減するために、取締役会はその裁量により、投資証券1口当たり純資産価格に対して希薄化調整を行うことができる。

(後略)

<訂正後>

(i) 純資産価格の計算

(中略)

報酬および手数料ならびに原投資対象の売買スプレッドにより、サブ・ファンドの資産および投資対象の売買に係る実際の費用は、入手可能な最新の価格または該当する場合は投資証券1口当たり純資産価格を計算するために用いられる純資産価額とは異なることがある。当該費用は、サブ・ファンドの価値にマイナスの影響を及ぼすものであり「希薄化」と称される。希薄化の影響を軽減するために、取締役会はその裁量により、投資証券1口当たり純資産価格に対して希薄化調整を行うことができる (スイング・プライシング)。

(後略)

第四部 特別情報

第3 その他

<訂正前>

（前略）

（2）交付目論見書の概要として、別紙を使用する。

交付目論見書の概要

（中略）

投資方針 投資目的	デジタル・トランスフォーメーション・テーマ（米ドル）は、その資産を主に世界中の先進国および新興国の企業の株式およびその他の持分に投資します。
--------------	--

（中略）

報酬	デジタル・トランスフォーメーション・テーマ（米ドル） クラスP－a c c投資証券 純資産額の上限年率1.800% 上記報酬は、本投資法人の運用、管理事務、ポートフォリオ管理および販売ならびに保管受託銀行のすべての職務に関して、本投資法人の資産から支払われます。
----	---

（後略）

<訂正後>

（前略）

（2）交付目論見書の概要として、別紙を使用する。

交付目論見書の概要

（中略）

投資方針 投資目的	UBSアセット・マネジメントは、このサブ・ファンドを、ESGインテグレーション・ファンドとして分類します。デジタル・トランスフォーメーション・テーマ（米ドル）は、その資産を主に世界中の先進国および新興国の企業の株式およびその他の持分に投資します。
--------------	---

（中略）

報酬	デジタル・トランスフォーメーション・テーマ（米ドル） クラスP－a c c投資証券 純資産額の上限年率1.710% 上記報酬は、本投資法人の運用、管理事務、ポートフォリオ管理および販売ならびに保管受託銀行のすべての職務に関して、本投資法人の資産から支払われます。
----	---

（後略）